

改 正 案

①食事費用欄（様式第八、第九及び第十）

②食事費用欄（様式第八、第九及び第十）

	記載内容	備考
①サービス内 容	食事提供の内容を識別するための名称と して介護給付費単位数サービスコード表の サービス内容略称を記載すること。	
②サービ スコ ード	食事提供の内容に応するサービスコード （6桁）を記載すること。	
③單 価	サービスコードに対応する1日あたりの 金額を介護給付費単位数サービスコード表 で確認して記載すること。	
④日數	サービスコードに対応する食事提供の日 数を記載すること。	
⑤金額	「③単価」に「④日数」を乗じた額を記載 すること。	
⑥延べ日数	食事提供を行った日数の合計を記載する こと。	①+②
⑦公費日数	食事を提供した日のうち、公費適用対象の 日数を記載すること。	
⑧合計	食事の標準負担額（日額）を記載すること。 〔⑤金額〕の合計額を記載すること。	
⑨標準負担額 (日額)	食事の標準負担額（日額）を記載すること。 月を通じて標準負担額に変 更がない場合はその額を、月 の途中で変更があった場合は 変更等を受ける前の標準負担 額を記載すること。	
⑩標準負担額 (月額)	当月中の公費適用期間分を除く標準負担 額の合計額を記載すること。	
⑪食事提供費 請求額（保険 分）	「⑧合計」から「⑩標準負担額」と「⑫ 食事提供費請求額（保険分）」を差し引いた金額 を記載すること。	
⑫食事提供費 請求額（公費 分）	公費適用期間分の標準負担額を記載する こと。	

	記載内容	備考
①基本日数	基本食のみの提供日数を記載すること。	
②特別食日数	特別食の提供日数を記載すること。	
③基本単価	基本食の提供費用の日額を記載すること。 （基本食サービス費+特別 食加算）	
④特別食単価	特別食の提供費用の日額を記載すること。	
⑤基本金額	基本食の提供日数に単価を乗じた額を記 載すること。	①×③
⑥特別食金額	特別食の提供日数に単価を乗じた額を記 載すること。	②×④
⑦延べ日数	食事を提供した日数を記載すること。	①+②
⑧公費分日数	食事を提供した日のうち、公費適用対象の 日数を記載すること。	
⑨合計	基本食金額と特別食金額の合計額を記載 すること。	⑤+⑥
⑩標準負担月 額	当月中の公費適用期間分を除く標準負担 額の合計額を記載すること。	月の途中で標準負担額（日 額）に変更がない場合は、標準 負担額に公費分日数を除く 食事提供日数を乗じた額とな ること。
⑪食事提供費 請求額	食事費用の合計金額から標準負担額と 公費請求分を差し引いた金額を記載する こと。	
⑫公費請求分	公費適用期間分の標準負担額を記載する こと。	
⑬標準負担額	食事の標準負担額（日額）を記載する こと。	月を通じて標準負担額に変 更がない場合はその額を、月 の途中で変更があった場合は 減免等を受ける前の標準負担 額を記載すること。

## 改 正 案

### 4. 公費の介護給付費明細書に関する事項

#### (1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

(1) 介護給付費明細書で公費の請求を行う場合は、下表によるものとすること。

区分	適用条件	請求明細記載方法の概要
保険と生活保護の併用	被保険者が生活保護受給者の場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて生活保護の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護の単独請求	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合	1枚の介護給付費明細書で生活保護の請求額を公費請求額欄で計算
保険と公費負担医療、生活保護の併用	生活保護受給者である被保険者が保険負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算
保険と公費負担医療の併用	被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合で、生活保護受給者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算

### 4. 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要  
 ① 介護給付費明細書で公費の請求を行う場合は、下表によるものとすること。

## 現 行

### 4. 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要  
 ① 介護給付費明細書で公費の請求を行う場合は、下表によるものとすること。

区分	適用条件	請求明細記載方法の概要
保険と生活保護の併用	被保険者が生活保護受給者の場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて生活保護の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護の単独請求	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合	1枚の介護給付費明細書で生活保護の請求額を公費請求額欄で計算
保険と公費負担医療、生活保護の併用	生活保護受給者である被保険者が保険負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額を公費請求額欄を計算
保険と公費負担医療の併用	被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合で、生活保護受給者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算

(2) 各様式と公費併用請求の関係  
各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保険単独	保険+生保	生保単独	保険+生保+公費	保険+公費	生保+公費	備考
様式第二	○	○	※○	※○	※○	※○	※○
様式第三	○	○	※○	※○	○	○	※特別対策を含む
様式第四	○	○	○	○	○	○	公費負担医療は原爆被爆者の一般医療のみ
様式第五	○	○	○	○	○	○	公費負担医療は原爆被爆体験者精神影響等調査研究事業のみ
様式第六	○	○	○	○	○	○	
様式第七	○	○	○	○	○	○	
様式第八	○	○	○	※○	※○	○	
様式第九	○	○	○	○	○	○	公費負担医療は原爆被爆者の一般医療及び被爆体験者精神影響等調査研究事業のみ
様式第十	○	○	○	○	○	○	

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

※1 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付並びに特別対策による訪問介護を含む。

※2 原爆被爆者対策助成事業による介護の給付を含む。

(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

(2) 各様式と公費併用請求の関係  
各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保険単独	保険+生保	生保単独	保険+生保+公費	保険+公費	生保+公費	備考
様式第二	○	○	※○	※○	※○	※○	※○
様式第三	○	○	※○	※○	○	○	
様式第四	○	○	○	○	○	○	公費負担医療は原爆被爆者の一般医療のみ
様式第五	○	○	○	○	○	○	
様式第六	○	○	○	○	○	○	
様式第七	○	○	○	○	○	○	
様式第八	○	○	○	※○	※○	○	
様式第九	○	○	○	○	○	○	公費負担医療は原爆被爆者の一般医療及び被爆体験者精神影響等調査研究事業のみ
様式第十	○	○	○	○	○	○	

(別表1)

摘要欄記載事項			
サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備考
サテライト事業所からのおサービス提供(訪問介護・訪問看護・通所介護)	「サテライト」の略称として英字2文字を記載すること。 例 ST	計画上の所要時間を分単位で記載することは、1回あたりの単位数の根拠を所要時間にて示すこと。 例 260	4時間以上については、1回あたりの単位を省略することも可。 例 260分
訪問介護	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20030501 (死亡日が2003年5月1日の場合)	対象者が死亡した日を記載すること。 例 260
訪問看護	日常生活活動訓練加算を算定する場合	病院もしくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日を記載すること。 例 20030501 (退院(所)日が2003年5月1日の場合)	病院もしくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日を記載すること。 例 20030501
訪問リハビリテーション	健康管理指導	算定期数に応じて居宅訪問日を記載すること(訪問日が複数あるときは、「」で区切る)。 例 6日、20日 単位を省略することも可。 例 6, 20	算定期数に応じて居宅訪問日を記載すること(訪問日が複数あるときは、「」で区切る)。 例 6日、20日 単位を省略することも可。 例 6, 20

(別表2)

老人訪問看護指示 加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20
介護給付費の割引	割引の率を%の記号をつけて記載すること。 例 5% %は省略不可

複数の摘要記載事項がある場合は、表上の掲載順に従つて「/」で区切つて記載すること。

例 ST/260/5% (サテライト事業所から260分の訪問介護を5%の割引率で実施した場合。)

保険優先公費の一覧 (適用優先順)						
項目番	制度	給付対象	法別 番号	資格 証明等	公費の 給付率	介護保険と関連する給付対象
1	結核予防法(昭和26年法律第96号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先して95%まで介護、及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険を優先して95%まで利用者本人負担額が負担する
3	精神保健及び精神障害の医療	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先して95%までを公費で負担する
4	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリーション)	15	更生医療券	100	介護保険優先利用者本人負担額があらリハビリテーション、及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先、残りを施設サービス全額公費

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について(平成14年4月1日健発第0401007号)	86	受給者証	100 介護保険優先、残りを全額公費	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、及び介護療養施設サービス	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、及び介護療養施設サービス	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、及び介護療養施設サービス	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、及び介護療養施設サービス	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、及び介護療養施設サービス	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、及び介護療養施設サービス
		7	特定の疾患のみ	51 受給者証	100 介護保険優先 利用者本人負担額がある	特定の疾患について(昭和48年4月17日健発第242号厚生省公衆衛生局長通知) 「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ 同上	特定の疾患のみ 同上	特定の疾患のみ 同上	特定の疾患のみ 同上	特定の疾患のみ 同上
10	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号各都道府県知事・広島・長崎市長あて厚生省保健医療局長通知) 「被爆者助成事業」	81 被爆者手帳	100 介護保険優先、残りを全額公費	右記介護保険と関連する給付対象全般	右記介護保険と関連する給付対象全般	同上	同上	同上	同上	同上	同上
11	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号各都道府県知事・広島・長崎市長あて厚生省保健医療局長通知) 「被爆者助成事業」	81 被爆者手帳	100 介護保険優先、残りを全額公費	介護老人福祉施設サービス(食事提供費を含む)、通所介護、短期入所生活介護	介護老人福祉施設サービス(食事提供費を含む)、通所介護、短期入所生活介護	介護老人福祉施設サービス(食事提供費を含む)、通所介護、短期入所生活介護	介護老人福祉施設サービス(食事提供費を含む)、通所介護、短期入所生活介護	介護老人福祉施設サービス(食事提供費を含む)、通所介護、短期入所生活介護	介護老人福祉施設サービス(食事提供費を含む)、通所介護、短期入所生活介護	介護老人福祉施設サービス(食事提供費を含む)、通所介護、短期入所生活介護	介護老人福祉施設サービス(食事提供費を含む)、通所介護、短期入所生活介護
12	生活保護法の「介護扶助」	12 介護券	100 介護保険優先 利用者本人負担額がある	介護保険の給付 対象サービス	介護保険の給付 対象サービス	介護保険の給付 対象サービス	介護保険の給付 対象サービス	介護保険の給付 対象サービス	介護保険の給付 対象サービス	介護保険の給付 対象サービス	介護保険の給付 対象サービス
† 平成15年度中に公費の負担割合の変更が予定されている。											
9	特別対策(低所得者対策等)	56 受給者証	97† 介護保険を優先し残りを公費で負担する	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
10	障害者施策利用者への支援措置	57 受給者証	97 介護保険を優先し残りを公費で負担する	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護

(例) 自走式車いす AA-12 → AA-12

アルミ製標準車 → ARUMISEIH

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の  
介護給付費明細書の記載について

(参考)

介護給付費明細書へ記載するコードについては、テクノエイド協会が付しているTASコード又はJANコードを有している商品についてにはいずれかのコードを記載することとすること。  
また、両方のコードを有している商品については、どちらのコードを記載しても差し支えないこと。

1 (財) テクノエイド協会が構築している福祉用具情報システムに登録をしている商品について

(1) 質にテクノエイド協会で付している番号の内、企業コード(5桁)及び商品コード(6桁)を左詰で記載すること。その際に企業コードと商品コードの間に「-」でつなぐこととする。

(2) 2以上コードを有している商品については、どの種別で保険請求しているかという観点からコードを記載すること。

2 JANコードを取得している商品については、JANコードを左詰で記載

3 いずれのコードも有していない商品については、次のとおりローマ字で記載

(1) メーカー名と商品名を英字(ヘボン式で大文字)で記載し、その間は「-」でつなぐこととする。

(2) メーカー名の記載については、株式会社等の各企業で共通するような名称を除き、次頁に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載

(例) アメリカベッドメディカルサービス株式会社 → AMERIKABET

株式会社松本製作所 → MATSUMOTOS

(3) 商品名の記載については、型番を有している商品については型番を記載し、型番がない商品については、商品名を別紙に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載(ヘボン式については次表を参照のこと。)

あ行 A I U E O	あい うえお や行 YA I YU E YO
か行 KA KI KU KE KO	かきくけこ ち行 RA RI RU RE RO
きやきゅきょ KYA KYU KYO	りやりゅりょ RYA RYU RYO
さ行 SA SHI SU SE SO	さすせそ わ行 WA I U E O
しゃしゃ SHA SHU SHO	ん NM
た行 TA CHI TSU TE TO	たちつてと が行 GA GI GU GE GO
ちやちゅちょ CHA CHU CHO	ぎやぎゅぎょ GYA GYU GYO
な行 NA NI NU NE NO	なねのの ざ行 ZA JI ZU ZE ZO
にやにゅにょ NYA NYU NYO	じやじゅじょ JA JU JO
は行 HA HI FU HE HO	はひふへほ た行 DA JI ZU DE DO
ひやひゅひょ HYA HYU HYO	ばびふ ば行 BA BI BU BE BO
ま行 MA MI MU ME MO	まみむめも びやびゅ BYA BYU BYO
みやみゅみょ MYA MYU MYO	ぼみゅ ぼ行 PA PI PU PE PO
	ぴやぴゅ PYA PYU PYO

ルベル)

2 促音 子音を重ねて示す。

HATTORI 服部 (はっとり) KIKKAWA 吉川 (きつかわ)  
 ただし、チ (CHI)、チャ (CHA)、チュ (CHU)、チョ (CHO) 音に  
 限り、その前にTを加える。  
 HOTCHI 発地 (ほっち) HATCHO (はっちょう)

1 撥音 ヘボン式ではB、M、Pの前にNの代わりにMをおく。  
 NAMBA 難波 (なんば) HOMMA 本間 (ほんま) SAMPEI 三瓶 (さ

(別表3) 特定診療費識別一覧

名称	識別番号	摘要欄記載事項、算定期条件その他
感染対策指導管理	01	1日につき算定
褥瘡管理	34	1日につき算定
初期入院診療管理	05	入院中1回(又は2回)算定
重度栄養管理		摘要欄に患者の状態(イからへまで)を記載すること。 なお、複数の状態に該当する場合は主なる状態のみを記載すること。
例 ハ		
		患者の状態 記号 イ 常時頻回の咳痰吸引を実施している状態 ロ 口呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態 ニ 人工腎臓を実施しております、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニターモニタ測定を実施している状態 ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
35		
特定施設管理	02	1日につき算定
特定施設管理居室加算	03	同上
特定施設管理2人部屋加算	04	1日につき算定
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1日につき算定
介護栄養食事指導	08	月1回を限度として算定 摘要欄に算定期を記載すること。 例 6月、20日 単位を省略することも可。 例 6、20
薬剤管理指導	09	月4回を限度として算定
特別薬剤管理指導加算	10	1回につき算定

医学情報提供 (I)	11	同上
医学情報提供 (II)	12	同上
理学療法 (I)	14	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定
理学療法 (II)	16	同上
理学療法 (III)	18	同上
理学療法 (IV)	19	同上
理学療法日常生活活動訓練加算	36	理学療法 (I) ~ (III) 1回につき算定
理学療法リハビリ計画加算	20	月1回を限度(入院初月、当該月から起算して3月ごとの各月に限り)として算定
理学療法日常生活動作訓練指導加算	22	月1回を限度として算定
作業療法 (I)	23	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定
作業療法 (II)	25	同上
作業療法日常生活活動訓練加算	37	作業療法 (I) ~ (II) 1回につき算定
作業療法リハビリ計画加算	27	月1回を限度(入院初月、当該月から起算して3月ごとの各月に限り)として算定
作業療法日常生活動作訓練指導加算	29	月1回を限度として算定
言語聴覚療法 (I)	38	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定
言語聴覚療法 (II)	39	同上
理学療法 (I) (減算)	40	個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、1.1回目以降に算定
理学療法 (II) (減算)	41	同上
理学療法 (III) (減算)	42	同上
理学療法 (IV) (減算)	43	同上
作業療法 (I) (減算)	44	同上
作業療法 (II) (減算)	45	同上
言語聴覚療法 (I) (減算)	46	同上
言語聴覚療法 (II) (減算)	47	同上
摂食機能療法	31	1日につき(月4回を限度)算定
精神科作業療法	32	1日ににつき算定
痴呆性老人入院精神療法	33	1回間ににつき算定